

告 示

埼玉県告示第三百七十一号

次の雨水流抑制施設は、埼玉県雨水流抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めたので、告示する。

平成二十七年四月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 許可番号

第二〇一―二十二―二号

二 雨水流抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県さいたま市緑区大字大崎字浅間入三千六百三十二番一 他八十六筆

三 雨水流抑制施設の容量

容量 三千一立方メートル